

第2章 具体的な施策

第1節 地域における子育ての支援

【基本方針】

近年核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出などにより、子育て環境が大きく変化し、地域の連帯感や関わりが希薄化しています。

また、少子化が進む中で地域に同年齢児が少なくなっているという現状や、社会全体での子育てという観点から、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。このため、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを平成 27 年度の子ども・子育て支援制度の地域支援事業を踏まえ、総合的に推進していきます。

施策の方向	具体的な施策	事業名
地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	(1) こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)
		(2) 養育支援訪問事業
		(3) 未熟児訪問指導事業
		(4) ファミリーサポートセンター事業
		(5) 放課後児童健全育成事業
		(6) ショートステイ事業
		(7) トワイライトステイ事業
		(8) 病児・病後児保育事業
		(9) 一時預かり事業
		(10) 幼稚園の事業
		(11) 地域子育て支援拠点事業
		(12) 子育てに関する情報の提供(利用者支援事業)
		(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実	(1) 通常保育事業
		(2) 延長保育事業
		(3) 休日保育事業
		(4) 夜間保育事業
		(5) 家庭的保育事業
		(6) 乳児保育事業
		(7) 障害児保育事業
		(8) 人材の適正配置
		(9) 保育の整備
		(10) 認定こども園
		(11) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業
地域における子育ての支援	3 児童の健全育成	(1) 児童館の充実
		(2) 放課後こども教室
		(3) 児童の非行・いじめ・不登校対策
		(4) 世代間交流
		(5) 青少年育成市民会議

<1> 地域における子育て支援サービスの充実

（1）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービスの提供につなげていきます。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制

<3>地域子ども・子育て支援事業 （5）乳児家庭全戸訪問事業

（2）養育支援訪問事業

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。（相談）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者等に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。平成25年度からは、ヘルパー派遣事業も実施しています。（健康）

（3）未熟児訪問指導事業

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、疾患等による障害や、発育障害の可能性が高いため、その家庭を訪問し適切な保健指導を実施し支援を行います。

（4）ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、乳幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。

本市では、NPO法人に委託し運営しており、順調に利用者も増加していることから、今後も広報、インターネット等による媒体を利用した周知を徹底し、組織の強化を図っていきます。

表 26 ファミリー・サポート・センター事業目標事業量

年 度	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
目標協力会員数	219 人	230 人	240 人	250 人	260 人	270 人
目標依頼会員数	683 人	700 人	720 人	740 人	760 人	780 人
目標両方会員数	113 人	120 人	125 人	130 人	135 人	140 人

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制

<3>地域子ども・子育て支援事業（9）ファミリー・サポート・センター事業

（5）放課後児童健全育成事業

学童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。

小学校の児童数は減少傾向にあります。共働き家庭の増加等により入所希望者は多く、高い需要が見込まれております。また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定により、基準に適合した施設運営、学童クラブ未設置校区の解消といった課題への対応が必要となります。

今後は、未設置校におけるクラブ開設の検討や、民間事業者への委託拡大等により対応を図っていきます。

また、終了時間の延長を望む利用者が多いことから、各クラブの実情に合わせて、終了時間の延長を促していきます。

表27 放課後児童健全育成事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	1,150 人	1,150 人	1,150 人	1,150 人	1,150 人	1,180 人
目標か所数	31 か所	31 か所	32 か所	32 か所	32 か所	33 か所

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制

<3>地域子ども・子育て支援事業（3）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

（6）ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

児童の保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に、児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、転勤、出張など社会的な事由等で児童の養育が緊急一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制

<3>地域子ども・子育て支援事業（4）子育て短期支援事業（ショートステイ）

（7）トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、その児童を児童養護施設等で預かる制度です。

現在、本市では実施していませんが、今後需要を見極めながら検討していきます。

（8）病児・病後児保育事業

保育施設等に通園している児童を対象に、病気の治療中・回復期にあつて集団保育をすることが困難な時期に一時的にその児童を預かるのが「病児・病後児保育」です。病児保育事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として市が実施する事業となります。

現在、病児保育を1か所で実施しており、病後児保育を民間保育園1か所で実施していますが、保育需要が高いことから、平成27年度から公立保育園「にっこり保育園」での病後児保育を実施します。また、市町をまたがる広域連携も検討しながら、利用者の利便性を高めていきます。

表 29 病児病後児保育目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	9 人	14 人	15 人	15 人	15 人	15 人
目標か所数	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制
 <3>地域子ども・子育て支援事業（8）病児保育事業

（9）一時預かり事業

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気や怪我、リフレッシュ等の理由により、子どもを一時的、断続的に保育するのが、一時預かり事業です。

現在、公立・民間あわせて21施設の保育園で実施しておりますが、平成27年度から子ども・子育て支援計画に位置づけられることから、子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら検討していきます。

表 30 一時預かり事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人
目標か所数	21 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制
 <3>地域子ども・子育て支援事業（7）一時預かり事業

（10）幼稚園の事業

1）一時預かり事業

保護者の急な用事や、冠婚葬祭等一時的な保育時間延長の希望に応じて、現在、市内の幼稚園8園で預かり保育を実施しており、さらに長期休暇中も実施しています。

平成27年度から子ども・子育て支援計画に位置づけられることから、子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら検討していきます。

表 31 預かり保育を実施している幼稚園目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標か所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

2）地域子育て等推進事業

地域の親子のふれあい、また、高齢者との交流や園庭の地域への開放など、地域と連携する子育て活動を推進しています。

今後も実施園の拡充、また、実施内容の充実についても要請していきます。

表 32 地域子育て等推進事業を実施している幼稚園の目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標か所数	5 か所	6 か所	6 か所	7 か所	7 か所	8 か所

地域子育て支援センターでは、『子育て等に関する相談・各種講習会の実施』、『子育てサークル等の育成・支援』、『地域の子育ての情報提供』等のサービスを実施しています。（支援）

現在、3カ所の保育園に設置していますが、平成27年度から公立保育園「にっこり保育園」で地域子育て支援センターを開設します。

施設の利用ニーズは、年々増加傾向にあります。今後も事業内容をさらに充実させ、地域の子育ての拠点として、より地域と密着した事業を展開していきます。

表 34 地域子育て支援センター事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所

（保育）

3) 子育てサロン

子育て中の方が子育てを楽しんだり、子育て仲間をつくったりする“ふれあいの場”として、子育て支援サークルや、地域の人たちによる「子育てサロン」が地区コミュニティセンターなどで開催されています。

今後も、様々な事業を実施し、地域の子育て支援機能としての役割を担っていきます。（支援）

(11) 地域子育て支援拠点事業

1) つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。

つどいの広場を平成22年度に開設して、子育て中の親とその子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開しております。

表 33 つどいの広場事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制
 <3>地域子ども・子育て支援事業（6）地域子育て支援拠点事業

(12) 子育てに関する情報の提供（利用者支援事業）

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、子どもの遊び場、子どもに係る医療機関など、様々な情報を求めています。

子育てに関する情報は、市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」や様々なパンフレットを活用し情報を提供しています。

また、乳幼児健診や各教室が参加者同士の情報交換の場となるよう努めていきます。

今後も、情報化時代にあった様々な方法で子育てに関する情報を提供していきます。（健康）

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、子どもの遊び場、子どもに係る医療機関など、様々な情報を求めています。

子育てに関する情報は、市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」や「子育て応援ブック」、様々なパンフレットなどを活用し情報を提供しています。

今後も、情報化時代にあった様々な方法で子育てに関する情報を提供していきます。（支援）

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制

<3>地域子ども・子育て支援事業（1）利用者支援事業

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得等を勘案し、物品や行事参加の費用などを助成する事業です。新制度の新事業となりますので、国・県等と協議をしつつ、市内の状況等から導入を検討していきます。

<2> 保育サービスの充実

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援計画に沿った保育サービスを充実させていきます。

（1）通常保育事業

本市では、公立が12施設、私立が9施設、保育所型児童館が3施設設置されており、就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加とともに入所児童数は増加傾向にあります。

保育園のうち入所率が100%を超えている施設は公立2施設、民間8施設あり、山間部では定員割れしている施設もありますが、入所希望が集中する施設もあることから、老朽化した施設の再整備にあわせて拠点化を図り、通常保育の充実と保護者の利便性の確保を図っていきます。

表 35 通常保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	1,920 人	1,920 人	1,980 人	1,935 人	1,890 人	1,890 人
目標か所数	22 か所	22 か所	22 か所	21 か所	20 か所	20 か所

※ 保育所型児童館を除く。

（2）延長保育事業（時間外保育事業）

現在、本市では延長保育を公立4施設、民間9施設で実施していますが、就労形態の多様化により延長保育の希望者も増えており、平成27年度から子ども・子育て支援事業に位置づけられるため、保育需要に合わせて延長保育サービスの充実を図っていきます。

表 36 延長保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	569 人	569 人	569 人	569 人	569 人	569 人
目標か所数	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制
 <3>地域子ども・子育て支援事業（2）時間外保育事業

（3）休日保育事業

現在、公立保育園1施設、定員20名で実施しています。休日保育の需要はあるものの利用実績が伸びていないことから、休日保育の周知に努めるとともにサービスの充実を図っていきます。

表 37 休日保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（4）夜間保育事業

現在、民間保育園1施設が深夜10時までの夜間（延長）保育を実施しています。今後も保育需要に応じて夜間保育の充実を図っていきます。

表 38 夜間保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（5）家庭的保育事業（地域型保育事業）

現在、市では実施していません。今後、新制度においては、市による認可事業として、児童福祉法に位置付したうえで、地域型保育給付の対象とし、以下の事業について、本計画のニーズ量等を勘案したなかで、事業化を検討します。

- ・小規模保育事業

少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

- ・家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行います

- ・事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

- ・居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1で保育を行います。

（6）乳児保育事業

現在、公私すべての保育園22施設で乳児保育を実施しており、平成26年4月1日現在入所している0歳児は95人です。

公立保育園の一部において施設設備が十分でないところがありますが、老朽化した施設の改築にあわせ施設設備を充実し、産休明けからの入所に対応できるよう努めます。

表 39 乳児保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	92 人	92 人	100 人	100 人	100 人	100 人
目標か所数	22 か所	22 か所	21 か所	20 か所	20 か所	20 か所

（7）障害児保育事業

本市では、公私すべての保育園で障害児の受入が可能であり、障害の程度によって発達支援、保育、すこやか保育に区分し、障害児保育に必要な保育士数を配置しています。障害児保育では健常児との集団保育を行っていますが、これとは別に母子通園による障害児通園施設もあります。

障害児の入園は年々増加傾向にあることから、保育士体制の強化、研修の充実等を図っていきます。

表 40 障害児保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
目標か所数	22 箇所	22 箇所	22 箇所	21 箇所	20 箇所	20 箇所

（8）人材の適正配置

保育園は、「児童福祉施設最低基準」（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）に基づき、入所児童数に対して保育士が適正に配置されています。

今後も適正に保育士を配置していきます。また、特別保育サービス向上のために保育士の確保に努めます。

（9）保育園の整備

未満児の入園児数の増加等に伴い、適切な保育環境を確保するとともに保育園施設の整備が必要となっています。

（10）認定こども園

認定こども園は、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」の二つの機能を備えており、幼保一体化機能及び地域子育て支援機能が確保されています。

今後は、保護者のニーズなど状況を踏まえながら、認定こども園を推進していきます。

（11）多様な主体の参入促進事業

新規参入事業による新規施設への巡回等を実施したり、認定こども園における支援が必要な子どもの受入を支援する事業となります。新制度の新事業となりますので、国・県等と協議をしつつ、市内の状況等から導入を検討していきます。

<3> 児童の健全育成

（1）児童館の充実

地域の子どもたちは健全な遊びを通し、健康の増進、情操の豊さを育んでおりますが、今後も他の福祉施設や社会教育施設などとの連携を図り、多目的な利用を行うなど、児童館の充実を図っていきます。

（2）放課後こども教室

本市では、8か所で放課後こども教室が開設されています。引き続き、小学校の余裕教室等を活用し、地域のボランティア等の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施していきます。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業との連携等を検討していきます。

表41 放課後こども教室の目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標参加児童数 (人)	*4,500	4,800	5,100	5,100	5,400	5,400
目標開設教室数	8か所	9か所	10か所	10か所	11か所	11か所

※現状の目標参加児童数については推定の数値

（3）児童の非行・いじめ・不登校対策

児童の非行・いじめ・不登校に対しては、その兆候を早期に発見することが重要です。そのため、本市では、いじめを早期に発見するため「Q-Uテスト」を取り入れるなど、その防止に力をいれてきました。

今後も、相談体制を充実し、家庭・学校・地域が連携して対応を強化していきます。

また、不登校児童への対策としては、今後、各学校での取組を強化するとともに、不登校児童の学校への適応、復帰をめざして適応指導教室の充実に努めていきます。

（4）世代間交流

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を「子育てアドバイザー（名人）」として生かし、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

（5）青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することは、市民すべての願いです。

この願いを実現するためには、青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう努めるとともに、市民すべてが、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を推進することが大切です。この運動を地域社会が支援し推進していく組織が「鹿沼市青少年育成市民会議」です。

この組織は、市内17地区の青少年育成市民会議の他、青少年指導員会、子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会など16団体で構成されており、青少年の健全育成のため、研修会、あいさつ運動、家庭の日の普及啓発等を推進しています。

上部機関として、国においては（社）青少年育成国民会議が、県においては栃木県青少年育成県民会議が組織されています。

第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本方針

女性の社会進出、少子化の進行、児童虐待の増加等、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもを健やかに生み育てられるよう、地域ぐるみの子育て支援、児童虐待防止対策の充実、きめ細やかな子育ての拡充など、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりが必要です。

母性及び乳幼児の健康増進を図るために、訪問指導、相談、健康診査、各種健康教室等を充実していきます。

施策の方向	具体的な施策	事業名
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや両親の心と体の健康の確保	(1) 妊婦健康診査の充実 (2) 乳幼児健康診査の充実 (3) 妊娠中からの子育て支援の充実 (4) 妊産婦・新生児訪問指導の充実 (5) こんにちは赤ちゃん事業(再掲) (6) 養育支援訪問事業(再掲) (7) 乳幼児死亡の減少 (8) 子育て支援ネットワーク部会の活用
	2 「食育」の推進	(1) 「食育」の推進 (2) 妊娠期における「食育」の推進 (3) 乳幼児期における「食育」の推進 (4) 保育園・幼稚園における「食育」の推進 (5) 小中学校における「食育」の推進
	3 思春期保健対策の充実	(1) 思春期相談・教育の充実 (2) 10代の人口妊娠中絶の減少 (3) 性感染症の学習の充実
	4 医療制度の充実	(1) 小児医療の充実 (2) 妊産婦医療費助成事業 (3) 不妊治療に対する支援 (4) プライマリーケア医 (5) 周産期医療体制の整備

<1> 子どもや両親の心と体の健康の確保

（1）妊婦健康診査の充実

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導を行うため、医療機関に委託して実施しています。

また、その経済的負担の軽減を図ることを目的に、費用の公費負担を行っており、平成23年4月から現行の14回分の助成を行っています。

経済的負担を理由に未健診のまま、出産に至ってしまうことがないように、安全・安心な出産が迎えらるよう助成制度の周知に努め、早期の妊娠届出、その後の定期的な受診を勧奨していきます。

女性の職場進出が進み、妊娠中から出産後も継続して働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において母性は尊重され、働きながら安心して子どもを生むことができる条件を整備することは、重要な課題です。

本市では、母子健康手帳交付時にマタニティグッズの配布や、医師等の指導事項を的確に事業主に伝えることができるようにするための「母性健康管理指導事項連絡カード」を周知しています。今後も、妊婦にやさしい環境づくりを推進していきます。

参考項目（数値目標等）

第2部 子ども・子育て事業計画 第1章 見込み量及び提供体制

<3>地域子ども・子育て支援事業 (10) 妊婦健康診査

（2）乳幼児健康診査の充実

本市では、「疾病や異常の早期発見（二次予防）と、さらにリスクの早期発見による疾病等の発生予防（一次予防）のために保健指導につなげる」ことや「育児支援の場」として、先天性股関節脱臼、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診を実施しています。対象者への個別通知により各健診とも90%以上の高い受診率となっています。

また、健診未受診者の中には、虐待を含むハイリスクケースの可能性が高いため、個別支援のほか各関係機関との連携を強化するとともに、健診が子育ての孤立化を防ぐためにも有効な場となるよう健診内容の充実を図ります。

（3）妊娠中からの子育て支援の充実

妊婦とその家族を対象として妊娠・出産・育児などに関する情報の提供や仲間づくりを支援しています。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をするには良い機会となっています。

パパママ学級では、「沐浴、妊婦体操」の実習や妊婦同士の交流を、マタニティ歯科教室では歯科健診を、プレパパ・プレママ塾では小児科医師の子育ての経験を踏まえた講話等を実施し、内容の充実を図っています。

妊娠中から、出産・育児に対するイメージを広げることで、親の役割とすこやかな子どもの成長について考えるきっかけとなるように努めていきます。

（4）妊産婦・新生児訪問指導の充実

妊娠届出により把握された、特に支援の必要な妊婦に対して特定妊婦として、要保護児童ネットワーク会議の中で進行管理をし、妊娠中から早期に関わることで、不適切な養育や、虐待防止において出産後も継続して育児支援をしていきます。

マタニティーブルー（妊娠、出産が原因で起こるうつ状態）への対応や母乳育児の推進には、新生児訪問は大きな役割を果たしています。

今後も、出生後早期に新生児訪問ができるよう医療機関との連携強化を図っていきます。

（5）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービス提供につなげています。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

（6）養育支援訪問事業（再掲）

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家

庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。（相談）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者等に対し、その養育が適切に行われるよう訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。平成25年度からは、ヘルパー派遣事業も実施しています。（健康）

（7）乳幼児死亡の減少

乳児死亡の原因は、先天性の疾病や周産期に発生した病態が主なものとなっています。また、何の前触れもなく寝ている間に亡くなってしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）がありますが、不慮の事故についても、死亡率が高い値を占めており、乳児死亡の特徴となっています。

今後も、乳幼児健診等あらゆる機会を通して疾病の早期発見と、事故防止対策を推進していきます。

（8）子育て支援ネットワーク部会の活用

次代の社会を支えるすべての子どもが、健やかに成長することができ、両親が安心して子育てできる街づくりを促進することが必要です。

今後も、子育て支援ネットワーク部会を活用し、子育て支援及び発達支援について、関係機関との連携、サービスの質の向上を図っていきます。

<2> 「食育」の推進

（1）「食育」の推進

「朝食の欠食」や「不規則な食事」、「食事内容の偏り」などの食習慣の乱れにより、「心と身体の問題」が子どもたちに生じている現状を考え、乳幼児期からの「正しい食事の摂り方」や「望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくり」による心身の健全育成を図る必要があります。

これらをふまえ、保健分野や教育分野、生産分野を始めとする様々な分野が連携し

つつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習の機会や、情報提供を進めていきます。

鹿沼市においては、食育推進基本計画「かぬま元気もりもりプラン」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが、「食べる力」を身につけて、“いきいき元気”な食生活を営み、「みんなでつくる元気なかぬま」を目指していきます。（健康）

（2）妊娠期における「食育」の推進

健康な食生活は子どもの健やかな発達に大きく影響します。妊娠前からの正しい食生活を身につけることが必要となります。特に妊娠中は母体の栄養が胎児に影響を与えることが大きいので、母体と胎児のための十分なエネルギー量を、体重の変化を確認しながら摂取するとともに、バランスのとれた食事について指導を行っていきます。そのため、パパママ学級などを通して、赤ちゃんが健やかに成長し、お母さんも元気で過ごすための食生活について伝えていきます。（健康）

（3）乳幼児期における「食育」の推進

身体発育や味覚の形成などの感覚機能・咀嚼機能などの発達が著しい時期にあるため、子どもの発達段階にあった授乳や離乳食の進め方は、正しい食事を身につけるための基本です。この時期の担い手は保護者であり、保護者の意識や行動が大きく影響します。これらのことについて、各種健康診査や育児相談、離乳食教室、2歳児教室などを通して、食習慣や、生活リズムの基礎を身につけるとともに、食への興味や関心を高め、食べる意欲を養います。（健康）

（4）保育園・幼稚園における「食育」の推進

保育園、幼稚園は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識が子どもに大きく影響することから、各機関と連携し、園児を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。（保育）

（5）小中学校における「食育」の推進

小中学校では、食に関する学習が家庭科や学級活動等において進められています。今後も、市内小中学校等に勤務する栄養教諭等が授業や個別指導に係わり、専門性

を生かした指導ができるよう体制の整備をしていきます。（教育）

<3> 思春期保健対策の充実

（1）思春期相談・教育の充実

思春期は、人の一生の中で精神的、身体的な発達がもっともめざましく、大人と子どもの両面をもつ時期であり、心と身体の不調和と氾濫する情報の中で、性と心の健康問題が生じています。

それらの問題は、現在の問題にとどまらず、生涯の健康に影響を及ぼし、さらには次世代にも悪影響を及ぼすことが指摘されています。

そのような成長過程にある思春期は、保護者をはじめ、周囲の人たちが思春期の特性を十分理解して、子どもたちと接することが大切です。

最近では、性行動の問題や、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校や引きこもり等の問題が多様化、深刻化してきています。

これらの問題に対しては、思春期から正しい知識の普及啓発を行い、望ましい意思決定ができるよう支援します。

また、10代の自殺予防対策として「いのちの大切さ」の健康教育を行っています。

今後も、適切な支援を行えるよう、関係機関との役割分担を明確にしながら、相談体制の充実や普及啓発、教育等を進めていきます。

特に相談体制については、窓口開設のPRや乳幼児期からの発達支援を生かした相談、学校においては、スクールカウンセラーによる相談等の充実を図ります。

喫煙や飲酒、薬物乱用については、学校を中心に関係機関の協力を得ながら啓発が進められています。喫煙教育については、成人を対象とした健康教育の推進と合わせて、「喫煙の害について」啓発活動を広めていきます。

（2）10代の人工妊娠中絶の減少

性に関する情報が氾濫する中で、子どもたちやその保護者に対して避妊方法や人工妊娠中絶による心身への影響について、正しい知識の普及を推進していますが、今後さらに、10代の女性の人工妊娠中絶の減少に向けた個別教育や相談、保護者への啓発活動を進めていきます。

（3）性感染症の学習の充実

全国、栃木県とも10代の性感染症罹患率は減少傾向にありますが、成長過程にあ

る子どもたちの心と体をむしばみ、母子感染、不妊症の原因になるなど、生涯を通して健康を脅かす結果となっています。

今後は、エイズ等を含めた性感染症に対する正しい知識の普及が必要であることから、学校教育と連携し、学習の機会や相談の充実を図ります。

<4> 医療制度の充実

（1）小児医療の充実

1）休日・夜間医療の充実

鹿沼市における、休日・夜間医療については、昭和54年に休日急患診療所、休日急患歯科診療所を開設し、平成17年から休日急患診療所が夜間の対応を始めました。

平成25年度における、小児科の受診者は診療所の受診者の約50%になっていることから、休日・夜間の医療体制は今後も維持していく必要があります。

平成27年度には、休日・夜間の医療体制を更に充実させるため、貝島町に診療所を新築し移設を予定しています。

体制維持のため、今後も医師会、歯科医師会と連携し医師の確保に努めていきます。

2）こども医療費助成の充実

子どもの医療費については、中学3年生までの助成を行っています。今後も事業を継続していきます。

3）出産育児一時給付金支給事業

国民健康保険加入者の出産に関し、一時金を給付することによって、出産及び育児を経済的に支援していますが、今後も事業を継続していきます。

（2）妊産婦医療費助成事業

本市在住の妊産婦を対象に、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するため各種健康保険の一部自己負担額を助成しています。

今後も、妊産婦医療費助成制度の周知徹底を図っていきます。

（3）不妊治療に対する支援

本市では、平成16年4月1日から、不妊治療の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図るよう不妊治療費助成制度を創設しました。

平成18年度からは、第2子以降の治療においても助成ができるようにし、さらに、平成21年度より、回数の拡充、平成24年9月からは、対象者の拡充をしています。

申請件数は年々増加傾向にあります。不妊に関わる問題は、経済的負担のみならず、身体的苦痛や精神的ストレス等大きいものがあります。今後はさらに事業の周知や経済的支援に加え、電話や面接による相談において心理的サポートの充実を図ります。

（4）プライマリーケア医（かかりつけ医）

気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、安心して親しみのある包括的な医療を受けられることが望まれます。

現在、本市では、乳幼児健診や広報等による医療情報の提供を行っていますが、今後、関係機関との連携を図りながら、かかりつけ医を持てるよう推進していきます。

（5）周産期医療体制の整備

先天異常等の疾患は、医療技術の進歩から周産期にその大多数の病態把握が可能となり、周産期における治療の重要性が増加しています。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、栃木県は高度医療が整っている自治医科大学附属病院、獨協医科大学病院において「総合周産期母子医療センター」の整備や運営支援を行っています。

栃木県は、全国と比して周産期死亡率・乳児死亡率とも高いため、今後も、栃木県が行う広域的な周産期高度医療体制の周知と利用を促進していきます。

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本方針

幼児の心身の健全な発達を促進するため、幼児教育の質的な向上に努めるとともに、良好な教育環境の整備に努めます。

また、家庭や地域との連携を深めながら、ボランティア活動などの多様な「生活体験」、「お手伝い」、「自然体験」等体験活動の推進、「道徳観・正義感」を身に付ける教育機会の充実を図ります。

施策の方向	具体的な施策	事業名
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	(1) 中高生の乳幼児ふれあい体験 (2) 世代間交流(再掲)
	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	(1) 親子による交流・自然体験学習 (2) 幼稚園教育の充実 (3) 学校教育の充実 (4) 幼稚園、保育園と小学校の連携
	3 家庭や地域の教育力の向上	(1) 学校教育の充実 (2) 家庭教育オピニオンリーダーの充実 (3) 学校評議員
	4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

<1> 次代の親の育成

（1）中高生の乳幼児ふれあい体験

赤ちゃんとふれあい、関わることは、中高生の他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。中高生と、赤ちゃんとの「交流」を通じて、中高生にテレビやゲームの疑似体験ではなく、実際に、肌で感じてもらうことにより、中高生の健全な育成を図ることができるとともに、将来結婚し、家庭を持ち、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待防止につなげることもできます。

現在、本市では中高生を対象とした学校単位で、受け入れ体制の整っている保育園へ出向き、乳幼児とのふれあい体験を実施しています。

今後は、さらに受け入れ保育園の拡充と対象範囲の拡大を図り、乳幼児ふれあい体験の充実に取組んでいきます。

表 42 中高生の乳幼児ふれあい体験目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標参加者数	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

（2）世代間交流（再掲）

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を「子育てアドバイザー（名人）」として活かし、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

<2> 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

（1）親子による交流・自然体験学習

完全学校週5日制のもと、ゆとりの中で、子どもたちに「生きる力」を育むことや「豊かな人間性」を見出すことが必要です。

美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性や正義感、公正さを重んじる

心・生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観・他人を思いやる心や社会貢献の精神・自立心、自己抑制力、責任感・他者との共生や異質なものへの寛容等を身に付けるため、今後も、親子による世代間交流や自然体験交流センターの活用を図り、習得できるよう推進していきます。

（2）幼稚園教育の充実

幼稚園では、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう幼児期における教育を行うとともに、地域においてもさまざまな子育て支援活動を行う必要があります。

現在、本市では、幼稚園教育の振興を図るため各種補助金を交付して支援しています。また、保育料等を減免することで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。今後も、継続して実施していきます。

（3）学校教育の充実

学校教育においては、児童生徒に「確かな学力」や「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康・体力」などの「生きる力」を培うために、具体的な教育実践を展開していきます。

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るための、少人数指導等の導入や、豊かな心を育てるための、自然体験や社会体験などの豊かな体験活動の実践、運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進と体力の向上を図るための具体的実践を継続していきます。

策定した「鹿沼教育ビジョン」を指針として、未来を担う児童生徒の姿を描き、その育成のために必要な施策の見直しを行っていきます。

（4）幼稚園、保育園と小学校との連携

幼稚園、保育園と小学校との連携を図ることが、幼稚園、保育園を卒園した子どもたちがスムーズに小学校生活になじめる第1歩です。

現在本市では、小学校の行事に園児や保育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催したりするなど、小学校区の近くにあるそれぞれの園と学校が地域的な交流を進めています。

今後は、各地域での話し合いをし、それぞれの指導者がお互いの集団生活を把握し、子どもたちが戸惑うことなく生活できる支援体制の整備を目指していきます。

また、連携内容が充実するように他地域の交流状況の情報交換を密にし、さらに連携が深まるよう努めていきます。

＜3＞ 家庭や地域の教育力の向上

（1）家庭教育の充実

家庭教育は、乳幼児期からの愛情に支えられた家族とのふれあいを通じて、子どもの豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っています。

しかし、核家族化・共働き世帯やひとり親家庭の増加などの家庭環境の多様化や、都市化・少子化などの地域社会の変化等により、子育ての不安や負担感を抱え、自信が持てず、それぞれの家庭において子育ての行き詰まり感を抱えながら、子育てに取り組んでいる人も少なくありません。

現在、本市では、教育委員会から委託を受けた家庭教育振興会で「子育てスクール」の開級や講演会を開催し、親同士の学び合いや仲間づくりの機会を提供しています。

また、乳幼児期の家庭教育は、子どもにとって生涯にわたっての人間形成に資する面が大きい重要な時期です。親にとっての子育ての始めの時期の支援を充実することが必要です。そのために、妊娠期のこれから親になる世代に対して、健康課主催の「新米パパママ学級」に共催して家庭教育の重要性についての講話を行い、親になることについて学ぶ機会を設けています。

さらに、幼児期の子どもを持つ家庭を対象とした「スマイルクラブ」や、小学校入学を迎えた保護者を対象にした「親学習プログラム」の実施などにより、悩みや不安の解消・保護者間のネットワークを広げることを目的として行っています。

今後も、子の親としての学びや育ちを応援するため、子どもの発達段階に応じた学ぶ機会の充実を図っていきます。

（2）家庭教育オピニオンリーダーの充実

子どもの成長を支えていくため、様々な世代や立場の人たちの理解や取り組みを促すことが必要です。子どもの成長発達を手助けする人が増えていくことで、家庭教育を支えていくことができます。

現在本市には、子育ての先輩で、家庭教育の指導者として研修を受けた人たち13名の家庭教育オピニオンリーダーがいます。そして、公民館などで、子どものしつけや発育、家族のあり方などの子育てに関する相談に応じたり学習会を開催するなど、子育て支援のボランティア活動を行っています。

今後も、親向けに子育て講座の機会を提供できるよう、家庭教育オピニオンリーダーへの支援をさらに推進していきます。また、家庭教育オピニオンリーダー研修への参加者を発掘し、養成していきます。

（3）学校評議員

学校の運営に関して、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、全小中学校に学校評議員が設置されています。

今後も、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

＜4＞ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

（1）書店やコンビニ等の本やビデオ等の氾濫への対応

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、行政機関と青少年育成市民会議等の青少年健全育成関係団体が地域住民と連携・協力をして環境浄化に努めていきます。

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

基本方針

次代に良好な環境を引き継ぐため、行政と住民が一体となって、地域環境の保全・創造を図り、環境に配慮したまちづくりを推進します。

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等ができるような環境整備を行うとともに、子育てを支援する良質な住宅・居住環境を整備していきます。

市役所をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の人が利用する建築物、さらに公園などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進していきます。

施策の方向	具体的な施策	事業名
子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な居住環境の確保	(1) 若年勤労者世帯向け賃貸住宅の整備
		(1) 公園の整備
	2 安心して外出できる環境の整備	(2) つどいの広場事業(再掲)
		(3) バリアフリー化の推進
		(4) 子育て世帯に優しいトイレの整備
		(5) ひとにやさしいまちづくり
		(6) 交通安全教室
		(1) 防犯指導及び防犯パトロールの実施
	3 子どもたちの安全確保	(2) 保育園等の非常通報装置等の活用
(3) こども110番の家		
(4) 防犯ネットワーク		
(5) 防犯灯		
(6) 「チャイルドシート」及び「親子3人乗り自転車の購入支援		

<1> 良質な居住環境の確保

（1）若年勤労者世帯向け賃貸住宅の整備

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるようにするためには、良質な住宅が供給される環境の整備が必要です。

若年勤労者世帯向け賃貸住宅とは、若い夫婦が安心して暮らすことができる子育てのしやすい生活環境を提供するための住宅です。

若年勤労者世帯向け賃貸住宅を整備することにより、定住化を促進し、地域の活性化及び安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

<2> 安心して外出できる環境の整備

（1）公園の整備

子どもが安心してのびのび遊べる多様な空間の整備・保全を図ることが必要です。今後も、公園や緑地の整備・保全に関する方針を定めた「緑の基本計画」に基づき、既存ストックを有効に活用しながら、子供が安心してのびのび遊べる多様な空間の整備・保全を図ります。

（2）つどいの広場事業（再掲）

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。

つどいの広場を平成22年度に開設して、子育て中の親とその子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開しております。

（3）バリアフリー化の推進

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくる必要があります。

歩道の段差などがベビーカーなどの通行の妨げになることが多いため、今後も引き続き歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。

（４）子育て世帯に優しいトイレの整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進していきます。

（５）ひとにやさしいまちづくり

県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「ひとにやさしいまちづくり条例」が施行されています。これを受け、本市においては、公共施設等を快適に過ごせるようバリアフリーのまちづくり推進に努めています。

今後も、市民が暮らしやすく住みやすいまちづくりを目指してひとにやさしいまちづくりの推進に努めていきます。

（６）交通安全教室

現在、本市では、保育園や幼稚園、小・中学校で年間100回程度交通安全教室を実施し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めています。

児童・生徒の交通災害は、原因が被害者である児童・生徒の不注意による場合が少なくありません。

今後も、さらに充実した交通安全教室となるよう支援していきます。

<3> 子どもたちの安全の確保

（１）防犯指導及び防犯パトロールの実施

子どもを犯罪の被害から守るため、警察や防犯団体等との連携・協力を図るとともに、「こども110番の家」等緊急避難場所の啓発や周知に努めます。

また、小中学校区を基本とし、学校とPTAが中心となり自治会等地域の関係団体等で構成する各学校区安全安心対策委員会のもと、登下校時における見守り付添いや安全マップの作成、防犯教室等を開催し危険回避能力の育成に努めている他、スクール・ガードリーダーの配置や青色回転灯装備車によるパトロール活動を実施していきます。

（2）保育園等の非常通報装置等の活用

保育園等の児童の安全確保のため、事件発生時の対応として、警察への非常通報装置を設置しており、今後とも児童の安全確保に努めていきます。

（3）こども110番の家

現在、本市内全域に多くの「こども110番の家」の避難場所が設置されており、「こども110番の家」を示すプレートが不審者に対して抑止力になっています。

今後も、「こども110番の家」の増加に向けた啓発や周知に努めるとともに、自治会、子ども会育成会、PTA、警察等が連携・協力して児童、生徒の安全安心を見守っていきます。

（4）防犯ネットワーク

自治会など地域防犯団体が、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援していきます。

犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の連携がさらに深まるよう支援していきます。

今後、防犯活動をするうえでの意見交換を行いながら、連携を深めていけるようネットワークの仕組みを整備し推進していきます。

（5）防犯灯

照明のない暗いまちは、犯罪の発生が増加し、住民の恐怖感も増します。市、自治会などが協力し、明るいまちづくりを推進するために、防犯灯の設置を促進します。防犯灯については、経済性、照明性能に優れたLED防犯灯設置を推進します。

また、各世帯においても住まいの外灯の点灯を促進し、夜間の安心を確保していきます。

（6）「チャイルドシート」及び「親子3人乗り自転車」の購入支援

子どもの安全と子育て家庭への経済的な負担を軽減するため、「チャイルドシート」及び「幼児2人同乗用自転車」の購入に対して、助成金の交付を行います。

また、「チャイルドシート」は無償貸付事業も実施しています。

第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本方針

社会経済情勢が急速に変化していく中、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭における役割分担にとどまらず、職場内での役割分担を含めた職場環境の見直しが求められています。

そのため、職場環境の整備を促進するとともに、男性、女性が子育てを行えるよう、企業への働きかけを促進していきます。

施策の方向	具体的な施策	事業名
職業生活と家庭生活との両立の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため	(1) 企業への意識啓発 (2) 労働者への意識啓発
	2 仕事と子育ての両立支援の促進	(1) 労働時間の改善 (2) 育児・介護休業制度の周知 (3) 働く親と子のふれあいの機会の確保 (4) 家庭における両立支援 (5) 父親の育児参加促進 (6) 再雇用特別措置の周知

<1> 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため

の働き方の見直し

(1) 企業への意識啓発

共働き世帯が増加する中、多様な働き方の選択ができていないことや長時間労働など、一人ひとりにとって、自分自身の仕事と生活の調和がとれていないことなどが課題となっています。

多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うよう企業に対して働きかけをしていきます。

さらに、引き続き「企業内子育て環境アップ事業」を推進し、育児休業等の取得、子育て期間中の労働時間の設定改善など子育てをしやすい企業風土及び職場環境の整備、推進への呼びかけをしていきます。

また、「かぬま子育て応援企業の認定事業」を推進し、認定企業をさらに増やしていきます。

(2) 労働者への意識啓発

「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」を推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識改革を推進する必要があります。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できるよう意識啓発に努めます。

<2> 仕事と子育ての両立支援の推進

(1) 労働時間の改善

1日の中で親と子がふれあえる時間を確保するため、短時間勤務や所定外労働の制限等により、子育て期の労働時間の短縮を促進することが必要です。また、中小企業に対しては、労働時間短縮の啓発や助成制度の利用促進を行うとともに融資制度の活用による経営の近代化を図ることが必要です。

今後も、関連の助成制度及び融資制度の周知に努め、労働時間の短縮を促進していきます。

（2）育児・介護休業制度の周知

仕事を持ちながら子どもと十分なスキンシップを図り養育できるよう、一定期間休業することができる育児休業制度の定着を図ることが必要です。育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用されます。

現在、本市では企業内子育て環境アップ事業の推進等により制度の周知啓発を行っています。

今後も、仕事を持ちながら安心して子どもを養育できるよう、育児・介護休業制度の周知徹底を図るとともに定着できる体制づくりを企業へ働きかけていきます。

（3）働く親と子のふれあいの機会の確保

現在、本市では、中小企業に勤務する勤労者及び事業主を会員とする互助組織である「公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会」の運営を支援し、会員及び家族を対象に福利厚生事業や共済事業を実施しています。親子で参加しやすい遊園地やテーマパーク等のバスツアーや各種のレクリエーション大会等のイベントを開催しています。

今後は、厚生事業として親子が参加できるバスツアーやイベント、各種助成制度により親子のふれあいの機会の確保を推進していきます。

（4）家庭における両立支援

仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、共働き男女・専業主婦など様々なライフステージでお互いがバランスを取りあって子育てをしていくことが大切です。

そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく風土を育むための広報活動・相談体制の充実・子育てに関する情報提供の体制を図っていきます。

（5）父親の育児参加促進

女性の社会進出が進み、今や、子どもを持つ女性の半数以上が就労していますが、男性の意識改革が伴わず、育児や家事が女性にとって大きな負担となっています。そこで、男女平等思想の普及、男性の家事や育児への参画促進を図るための啓発事業が必要です。

そのためには、本市で実施しているパパママ学級や、プレパパ・プレママデビュー

塾を通して、父親の役割とその大切さを呼びかけ、積極的な育児参加へのサポートに努めていきます。

（6）再雇用特別措置の周知

事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者に対して、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努力しなければなりません。再雇用特別措置とは、退職の際に、再雇用希望の申出をしていた者に対し、事業主が労働者の募集又は採用にあたって特別の配慮をする措置をいいます。

今後も、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が再雇用を希望した場合、再雇用特別措置の適用が可能となるよう企業へ働きかけていきます。

第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本方針

女性の社会参加、経済構造の変化などにより、子どもたちが生まれ育つ家庭や環境が大きく変化しています。核家族化、少子化が進み、地域や家庭での子育て機能が希薄化してきています。

安心して子どもを生き育てられる環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりに取組み、特に支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めます。また、子どもの成長発達段階に応じた施策の展開を図ります。

養育機能の弱い家庭への相談・支援体制の充実に努め、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

施策の方向	具体的な施策	事業名
要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実	(1) 児童虐待防止に関する相談体制の充実
		(2) 養育支援訪問事業(再掲)
		(3) 要保護児童対策ネットワーク会議(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)
		(4) 児童虐待防止のための普及、啓発
		(5) 特定妊婦に対する支援
	2 ひとり親家庭の子育て支援	(1) 相談・指導の充実
		(2) 生活の安定
		(3) 交流機会の拡充
	3 障害児施策の充実	(1) 相談体制の充実
		(2) 早期療育体制の整備
		(3) 障害児保育の充実
		(4) 学童クラブにおける障害児受入
		(5) 児童発達支援事業・障害児相談支援事業

＜1＞ 児童虐待防止対策の充実

（1）児童虐待防止に関する相談体制の充実

増加し続ける虐待相談に対応するため、平成23年度からこども支援課内に家庭こども相談室を設置し、相談体制の強化を図りました。また、平成25年度からは、養育支援訪問事業によりヘルパーを派遣して保護者への相談・指導も行っています。

近年は、家庭相談員が対応する相談内容も専門的な関わりの必要なケースや困難ケースも増加していることから、要保護児童対策ネットワーク会議をさらに活用し、関係機関との連携を強化していきます。

また、相談業務の事務の効率化を図るとともに、虐待対応に関する研修等を積極的に受講して家庭相談員のスキルアップを図るなど、児童虐待に対する相談体制を充実していきます。

表：虐待対応件数の推移

年度	事由別人数					終了	継続	措置			
	身体	性的	心理	ネグレクト	計			自宅	一時保護	施設	
										児童擁護施設	乳児院
H21	27	2	23	19	71	30	41	56	0	15	0
H22	35	3	34	21	93	34	59	79	0	13	1
H23	46	1	34	24	105	51	54	94	0	10	1
H24	37	3	38	41	119	37	82	103	2	13	1
H25	62	3	35	40	140	54	86	111	9	15	5

（2）養育支援訪問事業（再掲）

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

（3）要保護児童対策ネットワーク会議

児童虐待への対応は、迅速に情報を関係機関に繋ぐとともに、速やかに、かつ的確な対応を行う必要があります。

しかし、家族が抱える多くの問題を長期にわたって支援する必要があることから、関係者や関係機関との連携が重要となってきます。

そのため本市では、平成18年度に要保護児童対策地域協議会として「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築しています。

虐待通告に対する迅速な対応はもとより、児童相談所をはじめとした関係機関との連携に力を注ぎ、主任児童委員を対象とした研修会や学校の教職員との勉強会を開催するなど、地域での見守りと連絡体制を強化することで児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図っていきます。

（4）児童虐待防止のための普及、啓発

虐待に対する支援は、発見、通告から始まります。なかでも集団に属していない就学前児童については、近隣・知人からの通告が発見に必要不可欠であり、また、集団に属している児童についても、関係機関での迅速な対応が重要となります。

虐待に苦しむ児童に対しての支援を少しでも早く開始するため、市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるように意識啓発を図っていく必要があります。

そのことから、オレンジリボン運動など、虐待防止のための普及啓発活動に積極的に取り組み、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施していきます。

（5）特定妊婦に対する支援

妊娠届出により把握された、特に支援の必要な妊婦に対して「特定妊婦」として妊娠中から保健師・助産師等が関わりを持ち、支援をしています。

虐待が、望まない妊娠等によることが大きな原因となっていることから妊娠期から継続した支援を行う必要があり、出産直後から、医療機関と連携しながら育児支援をしていきます。

また、要保護児童対策ネットワーク会議を活用し関係機関との連携を強化していきます。

2. ひとり親家庭の子育て支援

（1）相談・指導の充実

ひとり親家庭が抱える問題の早期解決を促進するため、関連制度の周知に努め、婦人相談員、家庭相談員等による生活相談・指導、その他相談ネットワークにより問題解決を促進することが必要です。

今後も、ますます多岐にわたる問題を解決するため、相談ネットワークを形成して対処していくとともに、関連制度の周知や虐待の連絡があった場合等の速やかな対応を進めていきます。

（2）生活の安定

1）生活の支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童手当、児童扶養手当、遺児手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成や福祉資金の貸付による経済的援助、緊急時の対応としての介護人の派遣、市営住宅の提供などの住まいの確保に対する支援など、今後も制度の周知徹底に努め、総合的な対策を適切に実施していきます。

2）母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

指定された「教育訓練講座」を受講した場合に、その受講に要した経費の一部を助成しています。今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母の就職に向けた資格・技能の取得に対して支援していきます。

3）高等技能訓練促進費支給事業

看護師や介護福祉士などの生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、修業期間においての生活負担の軽減を図ることを目的とし、一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費を支給しています。

今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母の資格取得に対して支援していきます。

（3）交流機会の拡充

共通の問題を抱えるひとり親家庭同士で励まし合いながら、子育てを乗り切ることができるよう、交流機会の拡充に努めます。

<3> 障害児施策の充実

（1）相談体制の充実

親が感じる子育て上の問題には、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、疾病などによるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身状態の不調などによるもの、家庭や地域など親子を取り巻く環境との関係で生じるもの、あるいは支援の不足によるものなど多面的な要素を含んでいます。

また、一部には発達障害などが原因になっている場合があり、発達障害についての認識が広まるとともに子どもの発達に関する相談も増加してきています。他方で、育児に取り組む親自身に発達障害があり、育児困難に陥っている場合もあります。

親子が適切な支援を受けるために、本市では昭和56年から発達相談を開始し、平成7年より2名の相談員体制で実施しています。乳幼児健康診査や県で実施している乳幼児二次健康診査、医療機関との連携などにおいて的確な評価と課題に合った適切な保健指導を今後も実施していきます。

「発達支援センターあおば園」の登録園児数も年々増加しており、今後は保育園・児童館・幼稚園・認定こども園・特別支援学校における早期教育相談、とちぎりハビリテーションセンター等関係機関や学校教育とのより一層の連携を図るなど、課題を長期に抱える障害児やその家族の支援とともに、継続的な支援体制や家族同志の交流の場の確保等支援を進めていきます。（健康）

多胎児の出産や低体重児出産の増加等、子どもの発達の課題や少子化・核家族化など育児スタイルの変化等による育児不安から、子どもの発達へ影響を及ぼすケースも増加してきており、育児支援のニーズは一層高まってきています。

「こども発達支援センターあおば園」の登録園児数も年々増加しており、今後は保育園・児童館・幼稚園・認定こども園・とちぎりハビリテーションセンター等関係機関や学校教育とのより一層の連携を図るなど、課題を長期に抱える障害児やその家族の支援とともに、継続的な支援体制や家族同志の交流の場の確保としてひまわり教室を実施し、自主グループへの支援も進めていきます。（保育）

（2）早期療育体制の整備

障害をもつ子どもを抱える家庭の療育ニーズの受け皿となる、総合的な相談窓口の設置や医療ソーシャルワーカー等を中心に関係機関と連携し、子どもの状況にあわせた療育プログラムを作成し、そのプログラムに基づき保育園・幼稚園・学校への療育

指導体制の整備を図ることが必要です。

そのために本市では、発達に課題を抱える児童を早期に発見し、適切な療育、就学に向けた一貫性のある総合支援のため、『のびのび発達相談事業』や『就学支援ノート』等を実施するなど、実施体制を整備していきます。

（3）障害児保育の充実

障害をもつ子どもも、ともに生活する社会を形成するため、子どもの成長の可能性を追及できる条件を整備し、より良い発達の向上に努め、障害児保育の充実を図ることが必要です。

現在、本市では障害の有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう制度を整え、全園で障害児を受け入れています。

今後、さらに充実した保育を実施するため、臨床心理士等専門指導者による巡回相談事業や、市内療育施設「こども発達支援センターあおば園」と連携した療育体制を通して、保育園、幼稚園、認定こども園、家庭の連携をはかり、児童の発達の支援を推進していきます。

（4）学童クラブにおける障害児受入

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、子どもの成長過程でとても大切であり、障害のある子の発達を促す重要な役割があります。

現在、障害児については、全てのクラブにおいて受け入れることができます。

今後も引き続き受け入れをし、さらには、障害児の日中活動の場を確保する、「日中一時支援事業」の事業者などとも連携を図りながら進めていきます。

（5）児童発達支援事業・障害児相談支援事業

現在、本市では「こども発達支援センターあおば園」において指定障害児通所支援事業者として、「児童発達支援事業」を実施しており、年々利用が増加しています。

また、平成26年度から指定障害児相談支援事業者としての「障害児相談支援事業」がスタートします。

今後も、より質の高い施設サービスを提供するため、サービス提供事業者における自己評価の実施を促進し、評価結果のサービスへの反映を図ります。